

川崎市公告第329号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 公園緑地等定期維持管理（川崎区）業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区池上町1－3ほか
- (3) 履行期限 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務概要 本業務は、池上新町公園ほか川崎区内の公園緑地等における樹木の剪定、刈込その他の植栽管理作業を定期的かつ計画的に行うことにより、公園緑地等の緑による機能を最大限発揮し、計画的な植栽の維持管理について市民からの理解を得るために、公園緑地等の特性に応じて指定する作業内容、作業期限等を遵守しながら植栽地の適正な状態に維持するものです。

樹木整姿工	N=1 式
樹木育成工	N=1 式

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。
- (4) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」、種目「除草・せんてい等樹木管理」で登録されている者。
- (5) 「1級造園施工管理技士」または「2級造園施工管理技士」の免状を有する者が、在籍していること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布場所

入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和8年2月5日(木)から令和8年2月12日(木)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(5)の資格証の写し及び資格者の在籍が確認できる資料

(4) 提出方法

持参

(5) 提出場所

〒210-0834 川崎市川崎区大島1-25-10

川崎市川崎区役所道路公園センター

電話：044-244-3206

FAX：044-246-4909

E-Mail：61doukan@city.kawasaki.jp

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに、確認通知書を令和8年2月19日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(5)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail：61doukan@city.kawasaki.jp

FAX：044-246-4909

(2) 質問受付期間

令和8年2月20日(金)午前9時から令和8年2月27日(金)午後5時までです。

(3) 質問書の様式

3(1)と同じ

(4) 回答方法

令和8年3月3日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和8年3月9日(月) 10時30分

イ 場所 川崎市川崎区大島1-25-10 川崎区役所道路公園センター2階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供または金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和8年3月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(5)に同じです。